

第四回資助會員宗教法制研究会・報告

本門仏立宗 宗制改正の概要について

吉村 乘了

(本門仏立宗
宗制改正特別会常任委員)

私は本門仏立宗の宗制改正特別会常任委員の吉村乗了と申します。よろしくお願いいたします。本日は、安武先生の方から是非、本門仏立宗の宗制改正の経過について報告をするようにとお話がありました。本日出席をさせていただきます。お話を伺っておりますと、宗教法ばかりでなく憲法にまで及ぶお話が出て、非常に勉強になりました。私が仏立宗の宗制改正についてのお話をするまでもないと思いますが、ある宗団が、宗制改正の動きをこんな具合にやっているとあるのだなあとということ、ご参考にしていただければありがたいと思います。なお、中で二、三難しい問題として残っているものもございます。後でご意見をいただければありがたいと思っております。

一 本門仏立宗の経緯

まず、本門仏立宗の歴史的ないきさつをお話ししなければいけないと思いますが、元は本門仏立講といっていました。京都では「本門さん、本門さん」といっているようですが、太平洋戦争が終わるまでは本門法華宗の中で仏立講として存在していて、長松日扇聖人が開講をした宗団です。開講は安政年間ですから、歴史としては本門法華宗

から分派してから一〇〇年そこそこの宗団です。開講の頃は本門法華宗の中にあつたので、いわゆる宗教団体としては本門法華宗の中の仏立講ということでした。それで戦後になって、独立をして本門仏立宗と名乗りました。中には本門仏立宗と叫びたものでは分からなくて、仏立講だというと、「ああ、仏立講か」というような人もあるようです。そんな歴史の一コマがあつて、ちよつと他宗とは組織、あるいは運営の上で違つたところがあります。先程天理教の方のお話を伺つていまして、やはりそれぞれの集団で特性があつて難しい問題があるのだなあと思つて聞いておりましたが、この本門仏立宗でも同様に問題があります。そこで日蓮聖人の七百回御遠諱を記念して、宗制の改正ということが検討されるようになりました。

二 本門仏立宗の宗制改正の源流

(1) 昭和四十八年、日蓮聖人七百回御遠諱を数年後にひかえ、宗門としてのありかたが問われる。

(2) 昭和四十九年、「日蓮聖人七百回御遠諱報恩 宗門基本構想樹立委員会」が発足し、一年間にわたる審議をかさねて答申を行ない、宗門の改良を「きりかえ」として提言。

(3) 同年九月、宗会でその答申書が承認され、その実現のために「高祖日蓮大士七百回御遠諱奉賛会 総本部」の発足が決まる。

このようないきさつがあつて宗制改正の下地ができましたが、仏立宗では、改良ということをやかましくいつていて、いつも新しく刷新し、反省、改良をしようといふことが日々のスローガンになっています。そこでこの日蓮聖人の七百回御遠諱を契機にこれによしとせず、宗門を改良しようとの声があがつて「きりかえ」というスローガンで改良運動がスタートしました。改良をするために、新しく生まれかわつた宗門を生み出すための宗門

の基本構想の樹立委員会をつくって、そこでどうやって改良していくか研究しようということになり、宗門基本構想樹立特別委員会が発足し、一年にわたって研究が行なわれたわけです。

次に、第二段階として、これを実践にうつすための組織として、「高祖日蓮大士七百回御遠諱奉賛会 総本部」というものを発足させ、宗門の末端まで改良する気運をつくりあげるための運動をしました。そこで以下のような活動が行なわれました。その要点を列記すると、次のとおりです。

1 「高祖日蓮大士七百回御遠諱奉賛会 総本部」(略称 総本部)が発足したのが昭和五十年一月。
2 同時に、「きりかえ」を実践するための宗達が宗務総長より出されて、いよいよ「きりかえ」運動が実動に入る。

3 昭和五十一年四月、講有(一般的には管長だが、本宗では講有という)が「論告」を発し、自ら改良を宣言し、宗門全体がきりかえに立ち上がるよう求められた。

4 その間約一年、総本部では、調査、分析、研究が重ねられて、その準備が行なわれた。

5 運動は二年間つづけられたが、

(イ) 京都国際会議場で二千人による「きりかえ全国代表者会議」を開催。

(ロ) 全国各地別による「きりかえ」発表大会を開催。

(ハ) 「きりかえ」誌発刊による広報活動。

(ニ) 総本部が中心となって宗務本庁、寺院、僧侶、信徒をはじめ、宗内が一体となつての反省、改良の努力が続けられた。

(ホ) どのようにして「きりかえ」るかの研究や努力も並行して行なわれ、宗制改正の地固めとしては、まずま

ずの成果をあげた。

5の(内)にこの宗制改正の地固めとありますが、実は、最初はそんな気はありませんでした。今考えてみますと、総本部が発足して、この「きりかえ」をやったために、宗内の末端にまで、このままではいけないというような危機感と申しますか、そういったものが出てきたのです。やはり、宗教団体の社会性とか、今後の使命というものを考えると、旧態然とした考え方ではいけない、と。こうした思いが、「きりかえ」ということを通じて信徒の末端にまで徹底したようなところがありました。

この宗制改正では、以上のような気運が盛り上がったのが良かったという気がいたします。国際会議場に就職および全国の信徒の代表を集めて、そこでムード作りをすることなど、実際には非常に抵抗がありました。とにかく運動として盛り上がったのでスタートすることができました。それから全国各地別に「きりかえ」運動を行ない、「私はいくらにふうに、個人としてきりかえる」、「うちの寺院はこういう面をきりかえ、改良する」という意見を出し合いました。先程天理教の方から、寺院の会計面についていろいろなお話がありました。仏立宗でも同様に、寺院の運営、管理あるいは経理等でも、こうやって改めたいというようなことを具体的にみんなで発表し合いました。また、僧侶自身も信徒の上にあぐらをかいているのでは、宗教家としての真意が問われるというようなことで、これもきりかえ、改良しようというような意見が出てまいりました。このような改良運動が昭和五十一年から二年間続けられました。

三 「きりかえはあなたが主役」をスローガンにムードづくり

この運動の中で特に注意したのは、「きりかえはあなたが主役」をスローガンにしたムードづくりでした。最初の

うちはそうでもなかったのですが、ほんの二、三カ月たつと、「あそこが悪い、ここが悪い」と他人のことばかりいって、自分のことはなかなか反省しない傾向が出てきました。そこで前述のスローガンをつくって、あなたが主役で、自分自身が改良するのだということを強調しました。いわば自己反省というところから出発いたしました。

宗制改正によって、宗門が分裂することもあるといわれますが、仏立宗の宗制改正の作業の中ではこのようなことは勿論のこと、大きな問題は出ませんでした。改良運動が全国的に盛り上がったことも、改正作業を円滑にした原因の一つではないか、と考えております。

四 宗制改正の助走——「諭告実践研究会」発足

ところで、宗制改正の具体的な研究をするために、前述の総本部からさらに発展して、きりかえの諭告実践研究会を発足させました。

- 1 総本部では、宗門のきりかえには宗制の改正が急務であるとの認識のもとに、きりかえ点の整理と宗門的同意を得る一過程として「諭告実践研究会」の発足を提案した。
- 2 昭和五十二年四月「諭告実践研究会」（略称 諭研）が発足し、総本部は発展的に解消した。
- 3 「諭告」は、地方寺院相互が協力しあつてきりかえの研究を自由に行ない、結果として宗制改正の助走としての成果をあげた。

4 その主な意見は、諭研本部でまとめ、宗制改正の重要な資料として収集、整理、分析された。要点を列記すると上記のとおりです。しかし、総本部できりかえ運動を運動としたのはいいのですが、運動としてこういうふういきりかえて改良しようとの意見はあまり出てこないで、ただ騒いでいるだけでは成果はあがりま

せん。そこで、それを整理し、まとめていかななくてはならないということになりました。総本部に続いて「論告実践研究会」を発足させて、その運動のスタートに講有(菅長)が論告として、宗門全体の改良を宣言しました。論告実践研究会はその論告を実践するための研究会で、論告のきりかえ項目は七ヶ条ありました。その七ヶ条をみんなが実践するために研究運動をするわけで、末端の寺院まで、どういうふうに分達はきりかえを実践していくか、しかも、それをどういうふうに実践するかをまとめた報告書を宗務本庁に出してもらいました。論告実践研究会の本部は、その出された資料を収集・整理し、分析して宗門的な方向づけを探り出す作業を始めたわけです。これは資料としては膨大なものですが、それを統計学的に整理していろいろな角度から分析を行ない、この宗制改正の下地にいたしました。建物にたとえますと、基礎をつくったというわけです。

次に、ようやく宗制改正特別会が発足する段階になりました。

五 「宗制改正特別会」発足

1 昭和五十四年三月、宗会で「宗制改正特別会」の発足が議決された。

2 スタート時は、上足の二、三の方以外は、宗教法は勿論、宗制なども分からぬまま作業がすすめられたのが実情。

3 同年七月、宗法改正の骨子ができあがり、宗会で審議された。

4 この頃より特別会では、専門の先生の指導により、社会的に見ても恥ずかしくないようなものを作るぐらいの意気ごみでとの強い意見があった。

まがりなりにも、宗制改正の骨子ができた頃から安武先生のご指導をお願いすることになった。

この宗制改正は先程申しました論告実践研究会の分析資料をもとにして、宗門としてはことごとくこれを改良すべきであるという方向づけをしたものを土台に改正作業をすすめることになりました。

早速、試案を作つて、みんなの意見をもらうようにいたしました。その頃は、何もわからない僧籍にある私達が宗制改正の作業をやっていることですから、暗中模索であがいているといつてもいいくらいでした。京都府の山本先生に非常に迷惑なお話を持つていたり等もして、何でもかまわず破れかぶれでみんなに聞く、というぐらゐに考えて努力しました。その時に、本門仏立宗が見方によつては閉鎖的で、あまり宗外の方との接触、交流がないということを反省しなければいけないと思ひました。また宗制そのものも自分達の中では通用するけれども、一般社会で、他の人が見たのでは見当がつかないというような言葉とか、あるいはその文体、宗制の運びというようなものも根本的に考えなければいけない。宗内の法律の専門の方よりも、むしろ宗外の方に白紙でみていただいていたいてもらつた方が良いというようなことなども、いろいろな問題にぶつかつてよく分かりました。さんざん意見を交わして、結局、安武先生にご指導をお願いすることになりました。

いろいろな改正作業の進め方があると思いますが、今回の宗制改正の作業の進め方は次のようにしました。

六 改正作業の進め方

宗制改正作業はおおむね次のような手順で進められました。

「事務会」は細かい事務扱いと草案づくりをいたします。「常任会」は事務会のメンバーと上足の方々、および宗門の要職者、加えて過去の宗制改正に関与された方に入つていただいで組織しました。一方、宗会議員とか支庁長(支部の代表者)約二十名に参加してもらつて、「全体会」を組織しました。

まず事務会で草案をつくって、それを常任会で本格的に検討し、それから全体会にかけました。宗門的利害や地域差もあって、宗会で検討するとまとまるまでには結構日数がかかりました。改正の骨子を元に検討し、その後で問題点の抽出をする。問題点の抽出したら、それを条文に当てはめて改正条文の素案を作りました。改正テーマごとに何回も同じことを繰り返すというようなことをしながら、改正作業を進めてまいりました。その要点を列記すると次のとおりです。

七 条文改正の手順

(基本方針)

- 1 まず、安武先生の指導により、既にできている改正の骨子を再検討しながら逐条改正を行なった。
- 2 一方、それと平行して、

(イ) 改正課題

(ロ) 改正要旨

(ハ) 改正の理由

(ニ) 関連事項

等を一覧にして検討を重ね、宗会で審議、決定して、宗制改正の方向づけが一応まとまった。

このようにしてまとまったものとはいえず、宗会で条文の改正をはじめから正式に議案として出すと議決までもめぬくということが多いため、あらかじめ懇談会という形式で、みんなの意見をもらいました。千差万別な意見が出ましたけれども、とにかく、みなさんの理解を得ることと、宗内の現状が私達が知るところに相当時間を費

やしました。一応了解が得られたものから、次のような手順で条文の改正に入りました。

改正条文の作成についても、ただ条文上のことばかりでなく、宗門の伝統に留意しながら成文しましたが、前記の基本方針をもとに逐次検討を重ねながら、一字、一句慎重に改正しました。

成文はスムーズにいったときばかりでなく、一条はおろか、一句のために終日を費やしたこともしばしばありました。一方、これは簡単だと安易に考えて突っこみが足りなかった部分は、後になってから意外な問題がでてきたことが多かったように思います。

こんなこともありました。

実際に改正作業をする段階で、これでいつになったら改正が終わるのかなというように、非常に心配したこともあります。特に今回の仏立宗の宗制改正のなかで問題になったのは本山と末寺との関係です。本門仏立宗は本門法華宗から独立をし、仏立講として布教活動をする段階で、有清寺というお寺を本山としました。しかし、仏立講の寺院の中には、歴史的にいつて本山と同じような立場で日蓮宗に所属している寺院もあるわけですから、線拡大にもなつて、本門法華宗の中の仏立講という関係では本山である有清寺と似たような立場にありながら、しかも仏立講の根本道場有清寺という本山のもとに、各寺院もそれなりに努力して、伸びてきたという歴史があります。したがつてある意味では、末寺は本山から特に指令がなくても独自で動いていける力をその中で養つたという一面もあります。また、本門法華宗に所属していた時の有清寺という一寺院と、本門仏立講としての本山とが二重写しになっている部分があつて、宗門の運営上研究しなければならぬ問題として残されています。これについては今日、ご出席のみなさんのお智慧をいただければと思います。これは今回の宗制改正の一番大きな問題で、これからも研究し、そして整理していかなければならない重大な問題だと認識しております。

このことは、本山宥清寺の代表役員としての講有(管長)と、本宗を代表する代表役員としての講有とが一人であり、二面性を持つていることとなります。この問題は、次の改正まで現実をよく見極めて、誤りのないような処理をしなければならぬということになり、改正には盛り込まれませんでした。

それからもう一つ、どちらの宗団でも教線の拡大とか、教化育成という問題があります。私達の宗団は、信者の生活に直結した活動をしているので、我々僧籍にある者は勿論ですが、信徒をも含めて本当に社会に貢献できるような人間形成をするにはどうしたらよいかを真剣に考えております。仏立宗では布教のことを弘通といっておりますが、ただ信徒数だけ増えればよろしいとか、宗教企業のようになっていないといけないということを反省しながら、布教を考え直そうということも課題となりました。この宗制改正の中では講有(管長)が直接その指揮をとって、全国のお寺が活発になるように指導・アドバイスし、また末端の寺院から中央への直接のパイプを設け、各機関を通らないでストレートで意見が述べられるような制度をつくらうということになり、全国を十二名が分担する弘通顧問制を作りました。

それから同じ布教の面での改正では、中央が画一的な布教方針や、教育方針というものを打ち出すと、地域差とか、あるいはその地方の特性や現実と遊離してくるので、現在のブロックを廿九の小さいブロックに分けるように機構を改めました。これはある意味では、地方がバラバラのことをやっていくというような欠点も出てくるかと思いますが、本門仏立宗では、今まで中央集権的な動きをしてそれなりの成果はありましたが、今度は、いろいろなことが末端まであまり届かないというような悩みも出てきて、思い切って分権的あり方をとったという面もあります。

もう一つ、布教面では教養会の問題が残っております。これは今日、皆さんにお教えいただけると有難いのです

が、教養会というのは年齢別の教養グループで子供会、青年会、女子青年会、壮年会、婦人会、長寿会などがあります。教養会では宗教教育ばかりではなく、社会的な意味での社会福祉活動をやったり、文化活動をやったりしていますが、今回の改正で全国の活動組織を廃止し、寺院が中心になって活動するように改めました。今までは、本庁に教養部というのがあって、その命令で全体が動いていましたが、それがいい場合と具合が悪い場合がございます。特に最近は教養会活動をしている中で、お子さんに事故があつて、ちよつとしたケガ程度ならいいのですけれども、死亡するようなことになりましたといろいろ問題が出てきます。その辺をどうやって宗門として考えていくか、教養会をどこに位置づけるか、社会的な法律問題も含めた問題が出てきました。しかし、教養会を無視していくわけにはいかないし、これからの世代を担う者の教育ですから、責任をもつてやるということはもちろんなのですが、それがどこまで、どういう形で責任をとるべきなのか、裁判沙汰になったときどういう形で処理したらいいのか、宗門としては非常に悩むところです。考え方としては寺院単位のグループ活動を定着させたような教養活動を考えています。

教育面では、本門仏立宗の場合は御講という制度があり、信徒の家を中心に、(だいたい三〇軒から、多い所では五〇軒の信徒が一グループになって)地域別に組を形成しています。そこで御講をつとめ、その中で御法門(説教)を行ない、その他の信徒指導や悩みを聞いたり、生活相談をしたり、困った人があつたらみんなで意見を出し合うような行事を毎月行なっています。ここが信徒の教育の場として定着しております。この御講席での教育を見直し、まず我々僧侶の教育から徹底する。生活から遊離した理づめの教理を説いてみても一般信徒にはなかなか理解できないし、それが生活に活用されなかつたら意味がうすれてくる。そこで生活に直結した教えが教えられるような僧侶の教育をすべきだし、僧侶教育が御講にまで反響するような教育機構改正をしようということになりました。

教育については特に、今までの宗門の教育制度を抜本的にゼロからやり直す意気ごみで改正をいたしました。その他にいろいろな問題がありますが時間も少なくなつたので割愛します。場合によってはそれが宗門の分裂とか、あるいはいろいろな問題に発展をする可能性を含んでいる宗制改正ですが、今回は安武先生方からいろいろご指導いただきながら、作業を進めたので非常に安心感がありました。通算いたしますと改正作業そのものは二年を費やしましたが、それ以前に総本部や諭告実践研究会など約六年間の準備期間があつて、その準備期間が良かったというところをつくづく考えております。

私個人の感想で恐縮ですが、この本門仏立宗の改正作業をさせていただいた中で感じたことのいくつかを述べさせていただきます。本日のもとめとさせていただきます。

八ま とめ

改正作業も未完成であり、これから「宗制の解説書」を作成しようという段階ですが、今の私の心境を挙げれば次のとおりです。

- イ 講有、講尊をはじめ、宗門の上足の方々が先頭に立つたこと。
- ロ 権威ある専門の指導者に恵まれたこと。
- ハ 時間をかけて啓蒙を行ない、宗内の意志が一致して宗制改正に固まつたこと。
- ニ 宗門の歴史が仏立講として独立してから百年余と比較的短かつたこと。
- ホ 宗内が信仰的に受けとめて、みんなが協力してくれたこと。
- ヘ 関係者が一致協力して努力したこと。

などが実つて、大過なく宗制の改正ができ、一生を通じて得難い勉強と体験が得られて心から感謝しています。

また、宗制の改正というと、熱心なあまり、規則の構成や条文作成の論義が先行して、宗団の伝統や現実を宗制に反映させることを忘れがちになるという落とし穴のようなものがある、ややもするとその改正が宗教本来のあり方や宗団の発展につながらないようなことにもなりかねないと、安武先生が毎回ご注意下さったことが実感としてわかったような気がしています。

以上、概略ですが本門仏立宗の宗制改正についての報告にかえさせていただきます。